

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和3年度狂犬病予防・飼い犬適正飼育・動物愛護思想普及啓発	R3.8.18	公益社団法人 島根県獣医師会 会長 島根県松江市殿町19-1	1,004,960	第167条の2第1項 第2号	薬事衛生課	本業務は狂犬病予防注射や治療のため開業獣医師の下を訪れ、若しくは狂犬病予防注射(集合注射)に参集する犬の飼い主に対し狂犬病予防の知識、犬の適正な飼育方法及び動物を愛護する思想について普及啓発することを目的とするものであり、本業務の実施にあたっては県内全域の開業獣医師をカバーし、また集合注射の担当獣医師と連絡の取れるネットワークが必要である。 上記法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。 以上の条件を備えた委託先は上記の者以外にない。	